

# 令和7年4月1日付け人事異動

## 1. 基本的な考え方

令和7年度は、新たに策定する住田町総合計画の政策軸である医・食・住・地域経営の充実に向け、重点施策に取り組む第一歩となる年になります。各種施策の推進には、住民自治・団体自治の基本を押さえつつ、広い視野で時代の変化を捉え、迅速かつ柔軟に対応できる組織の構築が求められます。

このことから、組織として職員個々の能力が最大限発揮され、質の高い行政サービスの提供及び公務能率の向上等が図られるよう、次の方針により人事異動を実施します。

## 2. 異動方針

### ① 安定した組織運営

限られた人員で安定した組織運営を図る必要があること及び新たな住田町総合計画の初年度であることから、各部署の中心となる課長級職員の異動は実施せず、中堅・若手職員のみ的人事異動を実施します。

### ② 適材適所の人員配置

職員の意欲、能力・適性及び異動希望等を考慮した配置に努めました。ただし、事務事業との関わり等から、異動できない職員や短期間で異動する職員がいます。

### ③ 林野庁への派遣研修

森林・林業日本一の町づくりを一層推進するとともに、職員の資質向上を図るため、林野庁に職員を派遣します。

### ④ 岩手県への派遣研修

職員の資質向上及び人的ネットワークの構築を図るため、岩手県に職員を派遣します。

### ⑤ 岩手沿岸南部広域環境組合及び気仙広域連合への職員派遣

広域行政の推進による事務の効率化・サービス水準の向上を図るため、岩手沿岸南部広域環境組合及び気仙広域連合に職員を派遣します。

## 3. 異動規模等

① 異動対象者は55名、異動率は50.0%です。

② 昇任は、課長級なし、課長補佐級1名、係長・主任級1名です。

③ 採用予定者は11名(うち割愛1名、割愛解除1名、再任用2名)です。

④ 令和7年3月31日付け退職予定者は5名(うち割愛解除2名、再任用2名)です。